**就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル募集要領**

**１　業務の概要**

(１)　業務名

就農希望者等向けイベント広告委託業務

(２)　業務の目的

高知県新規就農相談センター（事務局：一般社団法人高知県農業会議（以下、「農業会議」という）は、高知県内の新規就農者を確保していくための取り組みの一つとして、就農希望者や潜在層に対して就農相談会等を開催しています。

さらなる新規就農者の確保に向け、高知県内外在住の34歳以下の若者・女性を主なターゲットとし、ＷＥＢやその他様々な手法を使った広告を効果的に実施することで、就農希望者や潜在層に高知県の農業に興味を持ってもらい、相談会等のイベントへの誘客を高めること、及び高知県内外から本県での就農を検討する就農希望者（就農相談者）の確保に繋げることを目的とします。

(３)　事業内容

　　　別紙「就農希望者等向けイベント広告委託業務仕様書」のとおり

(４)　委託期間

　契約日の翌日から令和７年３月２１日まで

**２　見積限度額**

　5,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**３　審査委員会の設置**

　別途定める「就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

**４　契約の相手方の決定方法**

(１)　企画提案者（以下「参加者」という。）は、企画提案書を提出し、これに基づき、プレゼンテーションを審査委員会で行うものとします。

(２)　審査委員会では、別途定める「農就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル審査要領」の別紙「就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションに対して、公正な審査を行い、委託契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定するものとします。

(３)　事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後に、候補者と一般社団法人高知県農業会議（以下、「農業会議」という。）は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとします。

(４)　この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進むものとします。

(５)　候補者の選定の日の翌日から起算して１５日以内に交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて農業会議と交渉を行うものとします。

**５　資格要件**

プロポーザルの参加者の資格は次のとおりです。

（１）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

（２）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（３）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

（４）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

（５）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。

（６）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

**６　説明会**

日時：令和６月８月５日（月）　１０時～１０時５０分

開催方法：WEB開催（zoom形式）

申込期日：令和６年８月２日（金）　17時

※参加は任意ですが、参加を希望する場合は期日までに下記申込フォームから申し込んでください。またその際は電話により着信を確認してください。

参加申込フォーム： <https://forms.gle/PHUT47SBw92LGQ1Y9>

※入室用URLは申込後に申込のあったメールアドレスへ送信します。

　また、資料は当日画面共有します。

**７　質疑と回答**

質疑は、令和６年８月６日（火）17時までに募集要領の別紙第３号様式により持参、郵送（書留又は簡易書留郵便によるものに限る。）もしくは電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話で着信確認を行ってください。

なお、質疑と回答の内容は農業会議ホームページに掲載するものとします。

**８　参加申込及び資格要件の確認**

プロポーザルへの参加を予定している者から、募集要領の別紙第１号様式に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出する書類は次表のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類の名称 | 規格等 | 提出部数 |
| 参加申込書（別紙第１号様式） | Ａ４縦 | １部 |
| 　法人概要書 | Ａ４横 | １部 |
| 高知県税に係る納税証明書（全税目） | 原本 | １部 |
| 法人税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その３の３） | 原本 | １部 |

※提出書類は、発行日から３か月以内のものに限る。

(１)　参加申込書

ア　提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便によるものに限る。）

イ　提出期限

令和６年８月１５日（木）17時（必着）

ウ　提出先

〒780-0850　高知市丸ノ内１丁目７番52号　高知県庁西庁舎３階

一般社団法人高知県農業会議

担 当：吉良、田中

ＴＥＬ：０８８－８２４－８５５５

(２)　資格要件の確認

農業会議が参加申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和６年８月１６日（金）までに参加申込者へメールにて通知します。

(３)　資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、資格要件が満たなかった旨及び資格要件が満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して５日（土日祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により、農業会議に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。農業会議は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（（土日祝日を除く）以内に書面により回答します。

**９　企画提案書の作成**

別途定める「就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

**10　審査**

別途定める「就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル審査要領」のとおりとします。

**11　審査結果**

審査結果は、令和６年９月上旬までに、全ての参加者にメールで通知します。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

**12　日程**

令和６年８月　１日（木）　募集開始

令和６年８月　５日（月）10時～10時50分　説明会

令和６年８月　６日（火）17時　質疑受付期限

令和６年８月１５日（木）17時　参加申込書の提出期限

令和６年８月２３日（金）17時　企画提案書の提出期限

令和６年８月２７日（火） 9時から　審査委員会（プレゼンテーション）

　　令和６年９月上旬　　　審査結果通知

**13　提出書類の取扱い**

(１)　提出された書類は返却しません。

(２)　提出された書類は、必要に応じて複写します（農業会議内及び審査委員会での使用に限る。）。

(３)　提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第６条第１項第４号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙第２号様式により提出してください。開示・非開示の判断は、別紙第２号様式に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき農業会議が客観的に判断します。

(４)　契約者以外の参加者の企画提案の内容については、当該参加者の承諾なしには利用することはありません。

**14　問合わせ先**

一般社団法人高知県農業会議

担 当：吉良、田中

ＴＥＬ：０８８－８２４－８５５５

E-mail : kochikaigi@nca.or.jp

**15　その他備考**

(１)　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(２)　企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

(３)　次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になることがあります。

①提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

　　②審査委員、農業会議職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５号に準拠し、これに掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

(４)　事業実施者は、雇用に必要な保険等（労災保険、雇用保険、健康保険等）に雇用者を加入させるとともに、事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めなければなりません。

（別紙第１号様式）

就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル参加申込書

令和　　年　　月 　日

一般社団法人高知県農業会議　会長　大野　哲　様

所 在 地

事業者名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザル募集要領に基づき、就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザルに参加を申し込みます。

　なお、募集要領５の資格要件を満たしていることを申し出ます。

連絡先

担当者

電話

FAX

E-Mail

提出期限：令和６年８月１５日（木）17時（必着）

提 出 先：〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番52号

高知県庁西庁舎３階

一般社団法人高知県農業会議

担当：吉良、田中

（別紙第２号様式）

就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザルに関する

提出書類の非開示希望届出書

令和　　年　　月 　日

一般社団法人高知県農業会議　会長　大野　哲　様

所 在 地

事業者名

代表者職氏名　　　　　　　　　印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示すると支障が生じる書類（書類のページ・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容（具体的に記入してください。） |
|  |  |

（別紙第３号様式）

就農希望者等向けイベント広告委託業務プロポーザルに関する質疑書

令和　　年　　月 　　日

一般社団法人高知県農業会議　会長　大野　哲　様

所 在 地

事業者名

代表者職氏名

担当者名

電話番号

FAX

E-Mail

|  |
| --- |
| 質疑内容 |